

横浜市生活環境の保全等に関する条例等の一部改正について(報告)

- 大気汚染防止法(以下、「大防法」という。)及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下、「県条例」という。)の一部改正等に伴い、横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下、「市条例」という。)の一部を改正します。また、市条例に付随する施行規則・指針・指導基準の一部を改正します。
- 石綿の飛散防止対策が強化された大防法と県条例との整合性を図ることや、技術の進展に伴う新たな施設・設備の追加等が今回の改正の主な内容です。

1 市条例の一部改正について

市条例では、大防法等に対して上乘せ・横出しの規制を定めており、県条例と同等以上の効果を有しているため、県条例は、横浜市域には適用されていません。

このたび、大防法や県条例が改正されたため、市条例においても必要な改正を行います。

(1)大防法及び県条例の一部改正に伴う改正について(石綿関係)

ア 改正趣旨

大防法では、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っています。今回の法改正で、吹付け石綿等の石綿含有建材(以下、「レベル1・2建材」という。)に加えて、成形板等その他の石綿含有建材(以下、「レベル3建材」という。)まで対象を拡大する等、規制が強化されました(令和3年4月1日施行)。

あわせて、県条例では、石綿の飛散防止対策等に関する規制が新たに盛り込まれる予定です。

そのため、大防法と県条例との整合性を図るため、市条例を改正します。

イ 改正概要

(ア) 事前調査の規定の削除(第92条の2)

大防法の規制対象が拡大されたことに伴い、解体等工事における石綿の有無の事前調査について、レベル3建材の一部について調査を定めた市条例の規定を削除。

(イ) 違反者に対する勧告及び公表(新規)

県条例の改正に併せて、届出及び石綿濃度測定の規定に違反している者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告できる規定を追加。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる規定を追加。



※1 セメント建材(1000m<sup>2</sup>以上)及び石綿布が対象

(ウ) その他

除去工事中の指導の対象者を「施工する者」から「元請業者」及び「下請負人」等に明確化。また、条ずれ等の修正。

(2)県条例の一部改正に伴う改正(石綿以外)

ア ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更に係る届出不要要件の追加(第70条の3)

届出不要な土地の形質の変更の要件を明文化するため、県条例と同様に新たに規定。

- 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更(例:盛土)
- 通常の管理行為や軽易な行為であって規則で定める土地の形質の変更(例:敷均し)

イ 地盤沈下の防止に係る地下水採取の規定の見直し(第75条、第76条、第126条)

- 現在、許可基準に関連する揚水施設の構造変更にあつては、内容に関わらず変更許可申請が必要となるが、県条例において許可を受けた範囲内の変更(水中ポンプの規模の縮小など)であれば、基準に適合するかの確認を要さないことから、事後の届出制とすることとなったため、市条例についても同様に規定
- 許可対象外の小規模揚水施設(市条例独自の規定)の変更についても、県条例改正の趣旨を踏まえて、事前届出制から事後届出制に見直し

(3)その他の改正(第86条他)

市条例の規制対象である小規模固定型内燃機関(エンジン・ガスタービン等)のうち、主に空調で使用されるガスヒートポンプについて、近年、販売されている機種種の低 NOx 化が進み排ガス基準が満たされていることから、届出は不要とする。

その他、県条例の一部改正に合わせて字句の修正等。

2 県条例施行規則の一部改正に伴う市条例施行規則の一部改正について

(1)排ガスの測定頻度の見直し(第33条)

主に水素ステーションに設置が想定される小規模な水素製造施設(水素製造量 1,000m<sup>3</sup>/h 未満)について、排ガスに係る環境負荷が低いことが確認されており、大防法及び県条例に併せて、排ガスの測定頻度を、6月に1回以上から5年に1回以上に緩和。

(2)地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る施設の構造基準の見直し(第36条)

- 床面を耐性のある材質で被膜するよう求めているが、酸、アルカリ等のコンクリートを腐食する溶液を使用する場合は耐薬品性のある材質で被膜するなど追加的な措置を講ずるよう見直し。
- 有機溶剤製造等施設の床面材質について、合成樹脂を明示(フラン樹脂、ふっ素樹脂他)しているが、新たに開発された素材にも対応できるよう性能規定(耐薬品性及び不浸透性のある材質)に見直し。

(3) 指定施設<sup>※2</sup>(規則別表第1)の追加 (参考参照)

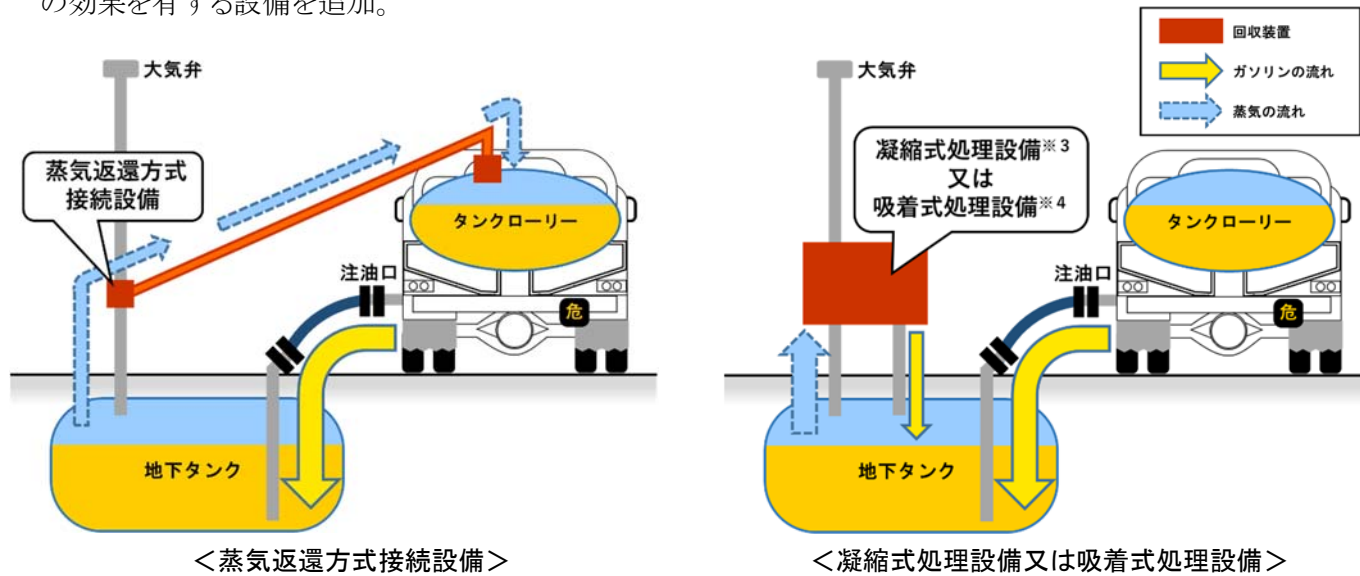
指定作業	追加する施設
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	廃棄物処理の作業に係る ①乾燥施設、②圧縮成形施設、③発酵施設、④メタン発酵施設

- 現行の規定では、上記①から④の施設は「資源の再生作業」に用いられる場合に指定施設に該当。
- 処理後物が廃棄物となる場合であっても、公害発生の蓋然性が大きく異なるものではないこと、また、処理後物は、市場の需給状況等により、廃棄物と再生品のどちらに該当するか変わる場合もあることから追加。

※2 市条例では、事業所が「指定作業」を「指定施設」を用いて実施する場合、施設の設置や変更にあたり事前の許可が必要

(4) ガソリンスタンドに係る設備基準(規則別表第4)等の見直し

ガソリンスタンドの地下タンクから発生するガソリン蒸気対策として、蒸気返還方式接続設備が設備基準に設定されている。近年、新たな技術が開発されたため、凝縮式処理設備、吸着式処理設備及びその他同等以上の効果を有する設備を追加。



※3 荷下ろし時に発生する蒸気を回収・液化する設備

※4 荷下ろし時に発生する蒸気を吸着材に吸着させた後、吸着材から蒸気を脱着させる設備

(5) その他

県条例施行規則の一部改正に合わせて字句の修正等。

3 環境への負荷の低減に関する指針の一部改正について

海洋プラスチック問題に対応するため、県指針と同様に樹脂ペレットの環境中への漏出を防止するための事業者の自主的な取組(管理体制の整備、捕集設備の設置等)を追加。

4 地盤沈下の防止に係る小規模揚水施設の指導基準の一部改正について

揚水施設の設置時に実施する、適正な地下水採取量を把握するための試験方法を明示。

5 今後の予定

令和3年	1月	市会第1回定例会 議案上程
	2月	議決
	3月	改正条例公布
	4月	改正条例一部施行(条ずれ関連)、施行規則等意見公募
	10月	改正条例・施行規則等施行

<参考> 規則別表第1 (51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業)

指定施設	指定作業	
	資源の再生	廃棄物の処理
(1) 金属回収焼却炉	○	○
(2) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるものに限る。)	○	○
(3) 容器洗浄施設 (特定排水施設に限る。)	○	○
(4) 白土処理施設 (特定排水施設に限る。)	○	○
(5) 蒸留施設	○	○
(6) 動力プレス機 (加圧能力が 98 kN を超えるものに限る。)	○	○
(7) せん断機 (原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)	○	○
(8) 破碎施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW (合成樹脂用破碎施設にあつては、0.75 kW) 以上であるものに限る。)	○	○
(9) 磨砕施設 (原動機の定格出力が 7.5 kW 以上であるものに限る。)	○	○
(10) 動力のこぎり盤 (原動機の定格出力が 2.2 kW を超えるものに限る。)	○	○
(11) 金属回収溶解槽 (特定排水施設に限る。)	○	○
(12) 乾燥施設	○	今回追加
(13) 圧縮成形施設	○	今回追加
(14) 発酵施設	○	今回追加
(15) メタン発酵施設	○	今回追加
(16) コンベア施設 (ベルトの幅が 75 cm 以上であるもの (密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上であるもの (密閉式のものを除く。))に限る)	○	○
(17) ディーゼルエンジン (燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上に限る)	○	○
(18) ガスエンジン (燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上に限る)	○	○
(19) ガソリンエンジン (燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35L 以上に限る)	○	○